



新病院に向けて

副院长 兼
救急科科長から



リレーメッセージ

～新病院では、救命救急センターが新しく開設されます～



県立尼崎病院
副院长(救命救急センター担当)兼
救急科科長 佐藤 慎一

▶ 救急医療とは?

急に病気になったり怪我をした時など、不意に必要になる医療を**救急医療**とよび、「緊急」というキーワードで普通の医療と区別されます。当然24時間体制であり、お盆や正月休みもありません。それに対して普通の医療とは、平日の診療時間帯に普段どおりの整った体制で受けられる医療のことです。昨今の救急医療の混乱の原因の一つには、緊急診療の必要のない患者さん達が、ご自分の都合により好きな曜日や時間に救急患者として診察を受けようとすることがあります。これをコンビニ受診といい、本来の緊急処置が必要な救急患者さんに、多くの迷惑をかけていますので、救急と普通の医療の区別について正しい理解と受診をお願いします。



▶ 救急診療の役割を診療所や病院ごとに分担しています

厚生労働省は、救急患者さんを緊急性・重症度により3グループに分け、各対応する医療機関を地域ごとに定めて救急医療体制作りを進めてきました。

- ①外来救急診療だけで対応できる軽症者(**一次救急患者**)は、夜間休日急病診療所や在宅当番医などで対応。
- ②緊急入院が必要な中等症の**二次救急患者**は、二次救急輪番病院群で対応。
- ③救命のための緊急特殊処置まで必要な重症・重篤な**三次救急患者**は救命救急センターで対応。



▶ 統合新病院に「救命救急センター」を新規開設

尼崎病院・塚口病院はともに二次救急病院として役割を果たしていましたが、新病院では、県下10施設目の救命救急センターとして、主に**三次救急患者**さんへの救急対応を担います。多発外傷、急性中毒、心筋梗塞、脳卒中、小児、妊産婦など多様な重症・重篤な救急患者さんや、二次救急病院からの緊急紹介転送も広く受け入れます。さらには、救急隊の搬送基準に基づく受け入れ要請にも応えて、地域で課題となっている搬送困難事案の解消にも貢献したいと思います。救命救急センターは、一般的の診療を時間外に行う場所ではないことをご理解下さい。

次号予告

次号は、
「県立尼崎病院 地域医療連携部長
(地域医療連携センター長)兼
消化器内科部長 斎田 宏」

「県立塚口病院 地域医療連携部長
(地域医療連携室長)兼 内科部長
北野則和」からのメッセージです。